

# ○飯塚市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

平成24年3月30日

飯塚市告示第122号

改正 H24-406、H25-79、H27-418、R元-206

## (目的)

第1条 この告示は、高齢者による交通事故の減少を図るため、自ら運転免許証を返納した高齢者に対する支援に關し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証であつて、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、すべての免許の取消しを申請し、運転免許証を返納することをいう。
- (3) コミュニティ交通回数券 飯塚市コミュニティバス及び予約乗合タクシーにおいて利用できる回数券をいう。
- (4) タクシー乗車券 飯塚旅客自動車協同組合又は嘉穂旅客自動車協同組合に加盟するタクシー事業者(タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第2条第4項に規定するタクシー事業者をいう。)が運航するタクシーにおいて利用できる乗車券をいう。
- (5) ICカード乗車券 株式会社ニモカが発行し、九州の鉄道及びバス事業者で導入されている交通系ICカード乗車券をいう。

(R元-206一改)

## (対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第5条第1項に規定する申請時に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定に基づく飯塚市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 自主返納をした日において65歳以上の者

(H24-406、R元-206一改)

## (支援の内容)

第4条 この事業による支援は、次の各号に掲げるもののうち、いずれかを交付する方法によるものとする。

- (1) コミュニティ交通回数券 6,500円分

- (2) タクシー乗車券 5,000円分
- (3) ICカード乗車券 5,000円分(保証金に相当する額を含む。)

2 前項に掲げる支援は、一人につき1回限りとする。

(H25-79、H27-418、R元-206一改)

(支援の申請)

第5条 前条第1項の支援を受けようとする者は申請書を、自主返納した日から3月以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げるものを提示しなければならない。

- (1) 申請による運転免許の取消通知書(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第30条の9第4項に規定する通知書をいう。)

- (2) その他市長が必要と認めるもの

(H24-406、H27-418、R元-206一改)

(支援の実施)

第6条 市長は、申請を受け付けたときは、必要事項を確認し、必要な支援を決定するものとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日以降に運転免許証を自主返納した者から適用する。
- 2 外国人登録法第4条の規定に基づく飯塚市の外国人登録原票に登録されている65歳以上の者については、第4条第1項第2号の支援は、平成25年7月7日までの間適用しない。

(H24-406一改)

#### 附 則(平成24年11月26日 告示第406号)

この告示は、告示の日から施行する。

#### 附 則(平成25年4月1日 告示第79号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成27年11月18日 告示第418号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

#### 附 則(令和元年11月25日 告示第206号)

この告示は、令和元年12月1日から施行する。